

令和 8 年皆野町農業委員会第 3 回定例総会議事録

1. 開催期日 令和 8 年 3 月 2 4 日（火）
2. 開催場所 皆野町役場 3 階 3 0 1 会議室
3. 開議時刻 午後 1 時 3 0 分
4. 閉議時刻 午後 2 時 4 0 分
5. 宣 告 者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：1 4 人

推進委員：出席者：5 人

番号	氏 名	備 考	番号	氏 名	備 考
1	齊 藤 克	出席	1 1	浅見寿太郎	出席
2	眞 下 一 正	出席	1 2	前 野 剛	出席
3	葦 原 義 人	出席	1 3	中 畦 泰 男	出席
4	大 濱 英 一	出席	1 4	浅 見 幸 弘	出席
5	四 方 田 順 造	出席	皆 野	丸 山 眞 守	出席
6	若 林 雄 一	出席	国 神	柴 崎 孝 夫	出席
7	横 田 和 子	出席	金 沢	山 口 勝 久	出席
8	四 方 田 克 己	出席	日 野 沢	新 井 英 信	出席
9	東 光 義	出席	三 沢	山 口 典 男	出席
1 0	田 島 一 男	出席			

7. 会議に付した議案

議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について

6 件

議案第 2 号 農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かの判断について

2 件

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画に対する意見について

1 件

議案第 4 号 令和 8 年度最適化活動の目標の設定等の策定について

1 件

8. 事務局 三橋博臣、宮島久枝

9. 会議の概要

事務局	初めに、あいさつ。浅見会長、お願いします。
浅見会長	皆さん、こんにちは。時刻前ですけれども、全員の方にお集まりいただきましてありがとうございます。 やっと春の陽気になったのですが、今日は皆野各小学校の卒業式になったのですが、皆野町で火事もあったりで、夕べというか朝方というか、地元の分団、齊藤さんのところはそうだと思いますが、いろいろ大変だったかと思いますが、それほど大きくならずに何とか済んだみたいなので、よかったなというふうに思います。 今日は、今、事務局長からも話がありましたように、議案数も多いわけですが、ご協力いただきましてスムーズに進行できればと思います。よろしく願いいたします。
事務局	ありがとうございました。 続いて、次第3の議案に入ります。 議事の進行につきましては、浅見会長にお願いします。
浅見会長	それでは、しばらくの間、進行させていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。座って失礼いたします。 ただいまの出席委員数は19名です。定足数に達しておりますので、これより令和8年皆野町農業委員会第3回定例総会を開会いたします。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。 次に、議事録署名人に、8番、四方田克己委員、9番、東光義委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。
出席委員	(異議なしの声あり)
浅見会長	異議ないものと認めます。 よって、議事録署名人に、 8番、四方田克己委員 9番、東光義委員をお願いいたします。 それでは、議案に入らせていただきます。議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について、6件を議題といたします。 番号1について審議します。 事務局に議案の朗読、説明をさせます。事務局、お願いします。

事務局

それでは、事前にお配りしました議案書1ページ目を御覧ください。
議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。農地法第5条の規定により、農地の申請があったので意見を求める。令和8年3月24日。皆野町農業委員長、浅見寿太郎。

番号1についてご説明いたします。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。

すみません、土地の表示に誤りがございました。農地番号②は、大字皆野字〇、〇〇〇番〇が申請書どおりの記載となります。訂正し、おわび申し上げます。

下段に移りまして、転用の目的は自己用住宅で、権利の設定は所有権移転、農地区分は第3種農地と判断しました。

都市計画区域との関係は、都市計画区域内で、第1種住居地域です。

3月17日に現地調査を行いました。国道140号に続く道路沿いの土地で、3ページの図からも分かるように、雑種地と農地が交互に連なる土地を一体化使用で宅地として利用するものです。

転用理由は、現住所が手狭となったこと、また近くの親族から協力を得やすいからといった理由が挙げられます。

農地の状況は畑で、地区担当農業委員は、4番、大濱英一委員です。

また、現況写真を本日お配りしておりますので、併せて御覧ください。

以上でございます。

浅見会長

農業委員として地区担当の4番、大濱英一委員に対象農地の状況について説明を求めます。

大濱委員。

4番
大濱委員

議案第1号の1番ですが、3月17日午前10時頃、宮島さんと確認に行ってまいりました。内容的には、場所なのですが、国道140号、こちらから下っていきまして、2ページ目を確認していただければ分かると思うのですが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇を抜けての細い道があるのですが、そこを下るというのですか、下がっていったの途中にあるところで、約50mぐらいから100m、100mないな、50mぐらいのところの場所です。

内容的には、4ページを見ていただくと分かるのですが、途中に何か2か所ぐらい雑種地みたいなのがありまして、ここは農業委員とは関係ないということで、変な赤いラインになっていると思いますが、そんな状況です。

それで、場所的に日照要件、その他いろいろ見てみましたが、全然

浅見会長

問題ない場所であります。ぜひ皆さん、審議よろしく願いいたします。

以上です。

7 番
横田委員

それでは、これより本件に対する質疑を行います。
質疑がございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。
横田委員。

4 番
大濱委員

4 ページの配置図の中で、先ほど大濱委員がおっしゃったのですけれども、申請地と申請地の間に雑種地があるではないですか。これは、農地ではないから別にいいのですけれども、これを一体として住宅を取得したということなのですか。

事務局

事務局のほうに、では。

先ほど申し上げましたとおり、雑種地、農地、雑種地、農地というふうに変につながっている土地なのですけれども、その4筆を一体化で宅地として利用するというで聞いております。

4 番
大濱委員

一体化で。

7 番
横田委員

4 筆。

事務局

4 ページの道路から奥側に向かったの土地利用になるわけなのですけれども。

7 番
横田委員

〇〇〇番〇というものですか。

事務局

はい。〇〇〇番〇が雑種地で、その奥が畑、〇〇〇番〇。その間にまた変な形で雑種地があって……

7 番
横田委員

これは道路ではないのですね、真ん中の走っているのは。雑種地というのは道路ではないのですね。

4 番
大濱委員

道路ではない。

事務局

すみません、こっちのほうに一応、現況のこれをつけているのですが、この雑種地とあれを真横から撮った図がこの写真になります。物すごく目をよくすがめて見ると、実は杭があるのです。横からだとは分かりやすい。

3 番
葦原委員

昔の六角道みたいなものとは違うの。

事務局

どっちかが赤道でどっちかが水路だと思うのですが、この今の町道になっているところは水路だったというふうに私なんかは聞いて育っているので、地元では。なので、恐らく今の道路際にある雑種地、〇〇〇番〇のほうが旧の水路敷で、〇〇〇番〇が赤道かなというふうに思います。旧赤道というのですか、旧水路敷と旧赤道で、それぞれ付番されて払下げを受けているという形だと思います。

7 番
横田委員

では、全体としては4筆を今回〇〇さんから所有権移転ということで。

事務局

そういう形です。こちらのほうで預かっている資金計画であるとか契約書もその4筆を含めた契約書と金額で預かっています。

7 番
横田委員

面積的には十分500㎡を下回っているので、問題ないと思うので。ただ、ちょっと変わった形で。分かりました。ありがとうございます。

浅見会長

ほかに何かございますか。よろしいですか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑のほうは以上ということにさせていただいて、これより採決をいたします。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

続いて、番号2について審議します。

事務局に議案の朗読、説明をさせます。

事務局、お願いします。

事務局

それでは、お手元の資料の6ページ目をお開きください。議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和8年3月24日。皆野町農業委員会長、浅見寿太郎。

番号2についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地等の表示は記載のとおりです。

転用の目的は資材置場で、権利の設定は所有権移転、農地区分は第2種農地と判断しました。

都市計画区域との関係は、都市計画区域外です。

3月16日に現地調査を行いました。一部先に目的外使用があったため、12ページの始末書を頂いております。筆の半分を借りて先に資材置場として活用していたところ、1筆全部を売っていただけることになったため、点在する資材置場をひとまとめとするために農振除外を行い、今回5条申請をしたものです。

地区担当農業委員は5番、四方田順造委員です。また、現況写真を本日お配りしておりますので、併せて御覧ください。

以上でございます。

浅見会長

農業委員として地区担当の5番、四方田順造委員に対象農地の状況について説明を求めます。

四方田委員。

5番
四方田委員

3月の16日、事務局の宮島さんと現地調査を行いました。まず、7ページの案内図を見ていただきたいと思います。県道〇〇号線〇〇〇〇線と県道〇〇号〇〇〇〇線、これの合流したこの信号が〇〇という信号です。この〇〇の信号から50mぐらい行った右側が申請地です。今日お配りした写真の中でも、2ページ目です。既に約半分ですが、現在瓦置場として利用しておりまして、これに対する始末書が12ページでしたか、出ているのが始末書です。それで、その反対側もまた同じぐらいの面積があるのですが、ここを一体的に売却してもらうというようなことで決まったそうなので、全部で1,718㎡。

現地調査したのですが、現在使われているのは、写真にあるように瓦置場だけです。今これからのもので、現状は3ページ目、草が生い茂っているようなところで、何もありません。現地の状況ですけれども、前後に農地があるのですが、その上の段、〇〇〇〇というところの農地になっているのですが、この人は高齢で耕作しておりません。下の〇〇というのも農地になっていますけれども、ここも耕作をしておりません。ですから、こういうことで周りの状況は問題ないというふうに思われます。審議のほどよろしく願いいたします。

浅見会長

それでは、これより本件に対する質疑を行います。質疑がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑がございませんので、これより採決いたします。
本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。
よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。
続いて、番号3について審議します。
事務局に議案の朗読、説明をさせます。
事務局、お願いします。

事務局

それでは、続きまして、13ページ目をお開きください。議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。
令和8年3月24日。皆野町農業委員会長、浅見寿太郎。

番号3についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の表示は記載のとおりです。転用の目的は駐車場で、権利の設定は所有権移転、農地区分は第2種農地と判断しました。

都市計画区域との関係は、都市計画区域内、第2種中高層住宅専用地域です。

3月17日に現地調査を行いました。転用理由は、現在の借地に転換の必要が生じ、新たに駐車場用地を事務所の隣地に取得して、拡張

して利用したいためです。また、企業としての取得ではなく、個人所有とする旨、18ページに理由書を頂いております。

農地の状況は畑で、地区担当農業委員は、4番、大濱英一委員です。現況写真を本日お配りしておりますので、併せて御覧ください。以上でございます。

浅見会長

それでは、農業委員として地区担当の4番、大濱英一委員に対象農地の状況について説明を求めます。
大濱委員、お願いします。

4番
大濱委員

3月17日、事務局の宮島さんと確認に行つてまいりました。ページでは現状14ページ、この中で説明いたします。〇〇〇〇さんの南側というのですか、の位置、それと美の山側を見れば〇〇〇〇〇〇公園があるところのちょっと1つ奥まった道沿いに〇〇〇〇さんの倉庫があります。倉庫がありまして、そこの駐車場として赤いところが申請地になっております。場所的にはそんなところなのですが、週1回ぐらい道路に車を並べてしまうほど集まるということで、そういう方向で動いたみたいですね。ほかにはないですね。駐車場ですから、問題なくいけると思いますので、ご審議よろしく願いいたします。
以上です。

浅見会長

それでは、これより本件に対する質疑を行います。
質疑がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑がございませんので、これより採決をいたします。
本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いいたします。

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。
よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。
続いて、番号4について審議します。
事務局に議案の朗読、説明をさせます。
事務局、お願いします。

事務局

それでは、引き続きまして20ページ目をお開きください。議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和8年3月24日。皆野町農業委員長、浅見寿太郎。

番号4についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の表示は記載のとおりです。

転用の目的は自己用住宅で、権利の設定は所有権移転、農地区分は第3種農地です。

3月17日に現地調査を行いました。

転用理由は、現住居が手狭となったこと、また近くの親族から協力を得やすいからなどが理由として挙げられました。

農地の状況は畑で、地区担当農業委員は、4番、大濱英一委員です。

また、現況写真を本日お配りしておりますので、併せて御覧ください。

以上でございます。

浅見会長

大濱委員には大当たりなのですから、3つ出るのですけれども。農業委員として地区担当の4番、大濱委員に対象農地の状況について説明を求めます。

大濱委員。

4番
大濱委員

3回目です。この写真が見つらくて申し訳ないのです。写真を見ると分かりづらいので、2ページの案内図を見ていただきたいと思います。一番初めのをぺろっと。そこの中の〇〇〇〇運動公園というのがありまして、〇〇〇〇の下の方にあるわけなのですから、一番上のほう、そこで見ていただくと〇〇〇〇〇〇というのが真ん中辺にあると思います。そこを入れていった角のところなのですが、1回目の曲がり角の角のところなのですが、場所的には、ここら辺は最近新興住宅街というので、うちがどんどん建っているところです、ここら辺は。ですから、そこの中の一隅。一番初めに行ったときにも探しづらいようなところで分からなかったのですけれども、そんな感じで写真を見ていただければ、どうなのですか。横にも新しいうちがあるので、この道路沿いの〇になります。場所的には。

事務局

ちょっと事務局で補足させてもらって。今、大濱委員のほうから紹介のあった議案番号1の1の案内図の2ページです。2ページの今言ったところで〇〇さんといううちに行き着くと思うのです。ページの

上のほうの町民運動公園からほぼ下のほうへ向かっていく細い路地があつて、がっきらに曲がる（角のところで直角に曲がる）ところの突き当たりに〇〇さんというお宅があるのですけれども、その〇〇さんのはす向かい、斜め向かい、道向かい、ちょうど2軒建っているうちの間が空いているところになるので、ここの場所が対象地になります。

浅見会長

大濱委員、続けて。

4 番
大濱委員

以上になります。審議のほうをよろしくお願いします。

浅見会長

それでは、本件に対する質疑をお受けしたいと思います。質疑ございましたらよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

浅見会長

それでは、質疑がございませんので、これより採決をいたします。
本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いいたします。

（委員の挙手）

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。
よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。
続いて、番号5について審議します。
事務局に議案の朗読、説明をさせます。
事務局、お願いします。

事務局

それでは、引き続きまして24ページをお開きください。議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。農地法第5条の規定により、下記農地の申請があつたので意見を求める。
令和8年3月24日。皆野町農業委員会長、浅見寿太郎。

番号5についてご説明いたします。借受人、貸付人及び土地の表示は記載のとおりです。

転用の目的は駐車場で、権利の設定は貸借権設定、農地区分は第2種農地です。

3月19日に現地調査を行いました。農地の状況は畑、転用理由は、大型トレーラーダンプ購入による駐車場設置で、付近を一体化利用するため5条申請を進めている最中です。昨年8月にも近くの土地を5条申請いたしましたが、それに連なってだんだんと駐車場を広げていく予定になっております。

地区担当農業委員は、6番、若林雄一委員です。

現況写真を本日お配りしておりますので、併せて御覧ください。

以上でございます。

浅見会長

それでは、農業委員として地区担当の6番、若林雄一委員に対象農地の状況について説明を求めます。

若林委員。

6番
若林委員

先ほど説明していただいた提案なのですけれども、3月の19日の木曜日に宮島さんと午後3時頃、一応現地調査をしてきました。現地を見させてもらってあれなのですけれども、1月ですかに申請があった土地のすぐ隣になって、〇〇〇〇の事務所からすぐ前が〇〇〇号線なのですけれども、その〇〇〇号線を少し上っていただいて、〇〇〇号線のすぐ端っこなのですけれども、そここのところをやっぱり一応駐車場という形で、引き続き前回と同じような感じで駐車場に借りたいという〇〇〇〇からの話だったそうなのですけれども、一応ご審議のほどをよろしくお願いします。

浅見会長

それでは、これより本件に対する質疑を行います。質疑がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑がございませんので、これより採決をいたします。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いいたします。

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

続いて、番号6について審議します。

事務局

事務局に議案の朗読、説明をさせます。
事務局、お願いします。

それでは、引き続きまして29ページ目をお開きください。議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和8年3月24日。皆野町農業委員会長、浅見寿太郎。

番号6についてご説明いたします。借受人、貸付人及び土地の表示は記載のとおりです。

転用の目的は臨時駐車場で、権利の設定は貸借権設定、農地区分は農振農用地です。

3月17日に現地調査を行いました。転用理由は、天空のポピー2026実施に当たり、駐車場や受付を設置するためです。

農地の状況は畑（採草放牧地）で、地区担当農業委員は、3番、葦原義人委員です。

現況写真を本日お配りしておりますので、併せて御覧ください。
以上でございます。

浅見会長

それでは、農業委員として地区担当の3番、葦原義人委員に対象農地の状況について説明を求めます。

葦原委員。

3番
葦原委員

それでは、説明させていただきます。

17日に事務局と現地調査をしてまいりました。天空のポピーという、もう皆さん場所も全部分かっていると思いますので、場所等の説明は省かせていただき、牧草地を一時的に駐車場にしますので、それに対しての皆さんにお諮りしていることでございますので、またポピーのほうが終わって駐車場が終われば、大型のトラクターで全部開墾し直して牧草をまきますので、元の状態に戻りますので、特に問題ないと思いますので、ご審議よろしく願いいたします。

以上です。

浅見会長

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑ございましたらお受けいたします。

はい。

三沢区域担当
山口委員

この一時転用というのは、本当に一時。今年だけという意味なのか、それか何年間かとかという、期間はどういう感じになっている

	のですか。
3 番 葦原委員	1 年ごとだよね。
事務局	はい、1 年ごとです。
3 番 葦原委員	1 年ごと。
三沢区域担当 山口委員	では、毎回出しているということですね。分かりました。
浅見会長	ほかに何か。 葦原委員。
3 番 葦原委員	うちからポピー畑よく見えるのですよ。今真っ青になってきました。 今のところ。山側の手前のほうがよくないよな。
事務局	そうなのです。よくないところがあって、雑草は確に対策をした ので、よくなっています。雑草の伸びよりもポピーの伸びのほうがや や先んじているので、これなら生えているところは大丈夫だろう。た だ、去年の秋にまいて、それで発芽をしたのですが、その後の乾燥で 伸びが非常に、いわゆるこの辺で言うほきが悪くて、一部、葦原委員 おっしゃったように、雑草もポピーも生えていないような、本当に密 度の低いところがあったので、先週春まき、追いを行いました。花の 時期は当然ずれてしまうのですけれども、茶色の地面が見えるより は、雑草が生えているよりは、つぼみを持ったポピーが生えていたほ うが見場がいいだろうということで、追いまきというのでしょうか、 春まきもしたので、恐らく 2 年ぶりのは大丈夫かなと。そちらの担当 課長としても胃の痛いところではございますが、こればかりはもう やることはやったので、あとは自然に任せたいと思います。そんな状 況です。
浅見会長	ほかに何かございますか。よろしいですか。
出席委員	(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑は以上ということでさせていただいて、これより採決をいたします。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

続いて、議案第2号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について2点を議題といたします。

番号1について、事務局に議案の朗読、説明をさせます。

事務局、お願いします。

事務局

それでは、引き続きまして33ページ目をお開きください。議案第2号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について。再生利用が困難と見込まれる荒廃農地(E分類)に区分できる下記の農地について、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断の議決を求める。令和8年3月24日。皆野町農業委員会、浅見寿太郎。

番号1についてご説明いたします。所有者(申請人)及び土地等の表示は記載のとおりとなります。

全14筆のうち4筆が農振、10筆が農振外で、14筆は全て畑であります。計9,609㎡の非農地判断申出を受けております。農地の区分につきましては、第2種農地。農地の状況は山林。地区担当農業委員は、12番、前野委員です。

また、本日、机上に非農地判断調査票を資料ナンバー1―①から②としてお配りしておりますが、①、②とともに山間部でございまして、協議した結果、航空写真にて確認書類に変えさせていただきたく、ご了承ください。

以上です。

浅見会長

いろんな事情で航空写真でもしうがないと思いますので、ご承知をお願いします。

申出があった土地について、農地か非農地かについて判断をします。議案書と判断資料として配付された資料ナンバー1を参考に、地区担

12番
前野委員

当の12番、前野委員に対象農地の状況について説明を求めます。
前野委員。

前野です。冒頭、事務局のほうから説明がありましたように、場所が、境が分からないかなということから、ちょっと甘えさせていただきまして大変申し訳ないのですが、現地の写真とか撮っておりません。行っておりません。しかしながら、ちょうど場所的には野巻と日野沢の境の野巻側と。比較的、山といっても傾斜が少しは、少しはですよ、緩い傾斜と私は記憶しております。よくその手前で、10年以上前ですが、山火事が毎年のように発生したことがございまして、あの辺には何度か訪れているのですが、その頃からもう既にこの状態になっていたかと記憶しております。昔はそれなりに何かやっていたということであろうと思ひまして、その当時の人のご苦労は、とてもしのばれると。大変なご苦労をして農地としてやっていられたのでしようということでございます。その次の区画でもありますけれども、ここにあるような平地ではございませんので、行くのにも大変だし、耕すのも大変ですから、この申請としては困難かなというふうに、申請の動機になったということもあります。

以上です。

浅見会長

それでは、これより本件に対する質疑を行います。質疑がございましたら対象の番号をおっしゃってから質問をしていただければと思います。

はい。

三沢区域担当
山口委員

これは、非農地判断の出してきた、何か理由というのはあるのですか。荒れているというのがあるとは思いますが、ちょっとそのほかには全くなくて、ただただ荒れているから非農地の判断をすると言ったから。何か目的があつてするのか。

浅見会長

はい。

事務局

森林経営管理制度というのがありまして、ちょっと農業から離れてしまう、林業の話なのですが、山主さんたちがこの財貨が低迷していて、山に誰も手が入れられなくなった。切れば切っただけ赤字になってしまうというので、誰も山に手を入れないというか、健全な森林が失われていますと。なので、これを放っておくは国土の崩壊につながるというので、国が森林経営管理制度というのをつくりまし

て、山主さんから同意を得た山について、町が管理権、要は林業をする、切って植えたりする権利を預かります。それをまたさらに事業者さんにお渡しして、間伐なりなんなりで手を入れていただくという制度があります。それが森林経営管理制度というものになります。

今回、この土地が入っている林班というのがあります。山の山林ごとのこういう集まりです。地区というのでしょうか、それは国神4林班というところに当たるのですけれども、今回この国神4林班を1つの単位としてその経営管理制度で地権者、山主さんから町が権利をお預かりして業者へ渡すということをやります。ここが、地目が畑、山林ではないので、その計画の中には入れられないのです。そうすると施業する面積が少なくなってしまうので、受ける事業者さんとする効率が悪いということになります。なので、ここがもう実質山林になっているので、農地ではないよという扱いにして、ではそこも一緒に含めて施業範囲にしましょうという形にしたいということが、これの申請の動機になります。

浅見会長

私自身も大変勉強になりました。なかなか山林のほうについて、山のほうについては勉強する機会もありませんので、さすがに事務局長はよく知っていらっしゃるなと思います。

そのような理由で、要するに地目が畑のままでは山林扱いにならないということだということだと思いますので、ご理解をお願いします。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑のほうを以上ということにさせていただきます。

採決をしたいと思います。

所有者から申出のあった農地について、非農地と判断することが適当であるとする委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、非農地と判断することに決定いたしました。

続いて、番号2について審議します。

事務局に議案の朗読、説明をさせます。

	事務局、お願いします。
事務局	それでは、引き続きまして40ページ目を御覧ください。議案第2号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について。再生利用が困難と見込まれる荒廃農地（E分類）に区分できる下記の農地について、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断の議決を求める。令和8年3月24日。皆野町農業委員会長、浅見寿太郎。 番号2についてご説明いたします。所有者（申請人）及び土地の表示は記載のとおりです。 1筆全てが農振外で、畑、計1, 877㎡の非農地判断申出を受けております。農地の区分につきましては、第2種農地。農地の状況は山林。地区担当農業委員は、12番、前野委員です。 また、本日、机上に非農地判断調査票を資料ナンバー2にしてお配りしておりますが、こちらも申し訳ございません。山間部でございまして、航空写真にて確認書類に代えさせていただいております。ご了承ください。よろしくお願いします。
浅見会長	申出のあった土地について、農地か非農地かについて判断をします。議案書と判断資料として配付された資料ナンバー2を参考に、12番、前野委員に対象農地の状況について説明を求めます。 前野委員。
12番 前野委員	では、場所なのですけれども、先ほどの場所よりもちょっと野巻側に来て、大淵側にもうちょっと近いところで、斜面的にはこちらのほうがちょっときつい斜面だったかなというふうに。よく耕したなと思われるようなところでございます。ただ、南向きの斜面で日当たりがいいところですので、いろんなことをやっていたのだろうなというふうに想像しております。やはり昔はどんなところでも耕して、いろんなことをやってきたたくましい、見倣わなければいけないところもあるかなというふうに、すみません、個人的な感想で。いずれにしろ、同様な理由ということですので、よろしくお願いします。
浅見会長	それでは、これより本件に対する質疑を行います。質疑がございましたらお受けいたします。よろしいでしょうか。
出席委員	(なしの声あり)
浅見会長	それでは、質疑がございませんので、採決をいたします。

所有者から申出のあった農地について、非農地と判断することが適当であるとする委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、非農地と判断することに決定いたしました。

なお、議案第2号は非農地と判断した土地について、所有者に非農地通知書を、関係機関に一覧表を納付することになります。

続いて、議案第3号、農用地利用集積等促進計画に対する意見について、1件を議題といたします。

事務局に議案の説明をさせます。

事務局、お願いします。

事務局

それでは、45ページをお開きください。議案第3号、農用地利用集積等促進計画に対する意見について。下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和8年3月24日。皆野町農業委員会長、浅見寿太郎。

農用地利用集積等促進計画につきましては、別紙のとおりということで、次ページを御覧ください。本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、皆野町が農用地利用促進計画を定めるに当たり、令和8年3月17日付で皆野町長からの依頼により当委員会の意見を求められているものです。

計画の内容を申し上げます。このたびの促進計画に掲げられております農地は、利用権の設定で使用貸借を行っているものになるのですが、次回から中間管理事業を活用して使用貸借を行いたいのので、借受人、貸付人双方からの申出がございました。農用地利用集積計画を決定し、公益社団法人埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、申出がありましたら担い手に配分する計画になっております。申請地は、福島氏から鈴木氏が借り受け、配分後、畑で露地野菜の栽培を行う予定です。

権利の種類は使用貸借権で、貸借期間は令和8年7月1日から5年間で予定しています。農業委員会としては、この計画の承認についての意見を出すということになっておりますので、ここでご審議と承認するかどうかということをご判断いただければと思います。

事務局のほうからは以上となります。

浅見会長

お願いいたします。

事務局

ちょっと補足をさせていただきます。

今、事務局のほうから説明があった中間管理事業なのですが、ざっくりどういうものかという、さっき山林のところで話した森林経営管理制度と似たようなものです。形としては、町が集積計画をつくって、特定の担い手に農地を集めるという計画を立てるという建前を取っています。要は、地主さんと借手がこういう契約が、貸す借りるの契約ができるのですけれども、それは町の計画に基づいた貸し借りであるという形を取ります。その形を取った上で中間管理機構、埼玉県の場合には埼玉県農林公社がその役割を担っていますけれども、貸手、地主さんは中間管理機構に町がつくった計画に基づいて土地を出します。預かった中間管理機構は、担い手に対してその土地を貸します。利用権だけこういうふうに中間管理機構というところを一回経由する形。その経由する形を取るために町がこの人に農地を集積しますよ、集めますよという計画に基づいたという形を取りたいのです。その中間管理機構が貸手と借手の間に入るメリットというのは、貸手の側からすると、要は地代の取りっぱぐれがないという建前にはなります。借手のほうからすると、地主が何人かいた場合に、地主それぞれに地代を払うのではなくて、中間管理機構が預かった土地を預かっているわけなので、地代を中間管理機構にまとめて払えば、仮に使っている地主さんが5人いても10人いても、中間管理機構を使っていさえすれば、管理機構に地代を払えばそれでオーケーというようなメリットがあります。ただ、勝手に町が、あなたの土地、誰かに使わせてねということは当然できないので、結局貸手と借手の側からこういう合意ができたのだよという話をもらって、ではそこについて町が集積計画をつくりましょう。その集積計画ができたら中間管理機構が入って利用権を貸手から借手へ移していくというようなのがこの中間管理事業の内容になります。

今回は、福島潔さんと鈴木宏卓さんという、今までもこの両者では相対でやっていました。それについては、農業委員会で利用権がこの人にあるよねというのを認めていたのですけれども、町の農業委員会限りでその利用権を認めるという制度が、もう去年の3月で終わってしまっています。なので、公式にこういう3条申請以外で、さっき言った中間管理事業のメリットを受けようと思うときには、利用権の設定ではなくて中間管理事業として利用権をワンクッション置いて、貸手から借手に渡していくというような形になっています。その利用集積計画をつくるのは町長という建前になっていますので、町長がこう

いう集積計画を立てました、農業委員会としていかがでしょうか、これで問題ないですかと聞いているのが今回の議案ということ、ご理解いただければと思います。

浅見会長

今、事務局長のほうからも補足がありましたが、補足説明も踏まえて、本件に対する質疑がありましたらご意見を受けたいと思います。よろしいでしょうか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑がございませんので、これより採決をいたします。農用地利用集積等促進計画を承認することを可とする委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。
よって、農地利用集積計画を承認することに決定いたしました。あわせて、本件については、意見なしとして町長に答申することに決定いたしました。
続いて、議案第4号、令和8年度最適化活動の目標の設定等の策定について。
事務局に議案の朗読、説明をさせます。お願いします。

事務局

それでは、本日、机上に配付させていただきました議案第4号、お手元にごございますでしょうか。第4号です。それでは、読み上げさせていただきます。令和8年度最適化活動の目標の設定等の策定について。令和8年度最適化活動の目標の設定等を別紙のとおり策定する。令和8年3月24日。皆野町農業委員会長、浅見寿太郎。
提案理由としましては、農業委員会による最適化活動の推進等についてという通知に基づきまして、本議案を提出するものであります。農業委員会におきましては、毎年目標を設定して、それについてその目標どおりやられているのか、やったかどうかなどというところの点検評価までを毎年実施しなければいけないというふうになっております。目標の設定を毎年3月末までに策定をしまして、4月1日から来年度に向けて実施をしていくというふうに国のほうの通知で定められております。ですので、来年度の目標の設定を今回させていただくという流れになります。

国のほうの通知では、今年中に策定をしなければいけないというようにところで、1枚おめくりいただいたページから3ページ分の内容の策定をさせていただければと思っております。委員数は、今現在、決まっている人数です。その方たちの内訳になります。農家、農地等の概要につきましては、各種統計調査等の数字になっております。

次ページにつきましては、今の最適化目標、農地の集積状況、担い手に今どれだけ町内の農地が集積されているか、その目標、これは年度で県のほうの契約で集積率56%と決まっております、それに伴い町も56%と設定している関係になります。15年度までにこの面積をとすることは目標として決まっておりますので、それに基づいて計算をさせていただいております。

(2) 番の遊休農地の解消について。遊休農地の面積等につきましては、今年度7年度、皆様にやっていただいた利用状況調査で調べていただいた遊休化している農地等の面積、ヘクタール数になります。それに基づきまして、国のほうの指定されている、この下に米印等である計算式に当てはめさせていただいて目標を設定させていただいております。

新規参入の促進につきましては、権利移動の来年度の農地法第3条等に基づく農地の賃貸借、所有権の移転等をする指導、5年度までは利用権設定の数字も含んでの数値の推移となっております。

2番の最適化活動の推進につきましては、今年も設定させていただいている国の数値目標等に基づいて作成をさせていただいている数値にて目標の案を作成させていただきました。

内容につきましては以上となります。一応目標という形で来年度これを推進していくというところで、皆様にお諮りいただければと思っております。

事務局からは以上となります。

浅見会長

なかなか数字的なことについては、今の説明だけでぱっと理解するのが難しいかもしれませんが、取りあえず目標の設定ということですので、ご理解をいただいた上で、もし何か本件に対して質疑がございましたらお受けしたいと思います。よろしいでしょうか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

なかなかさっきも言いましたとおり、よろしいでしょうかと言って、はいというのもちっと大変かもしれませんが、取りあえずこのような目標の設定ということでご理解をいただければと思います。

質疑がございませんので、採決をいたします。
本件を可とする委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件を策定することに決定いたしました。

以上で審議いただく議案は全て終了をいたしました。久しぶりで長く審議をしていただきました。ご協力いただきましてありがとうございます。